

入札参加資格者名簿に更新未申請による未登載期間がある場合の 継続登載みなし措置について

1 措置の内容

(1) 建設工事

入札参加資格申請期間内に失念等によって入札参加資格申請がなかったが、その後の直近の受付期間内に入札参加資格申請をして入札参加資格者名簿に登載された場合において、次のいずれにも該当するときは、当該入札参加資格を失っていた期間の前後の期間は、引き続いていたものとみなします。

- ① 入札参加資格を失った日の前日から次のいずれにも引き続き該当していたこと。
 - ・当該工事の種類に係る建設業法の許可を受けていること。
 - ・当該工事の種類に係る経営事項審査を受けていること。
- ② 当該失念等の申出があったこと。

(2) 測量・建設コンサルタント業務等

入札参加資格申請期間内に失念等によって入札参加資格申請がなかったが、その後の直近の受付期間内に入札参加資格申請をして入札参加資格者名簿に登載された場合において、次のいずれにも該当するときは、当該入札参加資格を失っていた期間の前後の期間は、引き続いていたものとみなします。

- ① 次のアからウまでの区分に応じ、それぞれアからウまでに定める要件に、入札参加資格を失った日の前日から引き続き該当していたこと。
 - ア 法律の規定による登録を要する業務 当該登録を受けていること。
 - イ アに掲げるもののほか、営業に関し法律上必要な資格を要する業務 当該業務を有していること。
 - ウ ア及びイのいずれにも該当しない業務 当該業務を営んでいること。
- ② 当該失念等の申出があったこと。

2 施行

平成25年10月28日以降公表分から適用

3 申出方法

「入札参加資格者名簿に登載されていなかった期間に係る継続措置の申出書」（契約監理課ホームページからダウンロードすることができます。）に必要事項を記入の上、必要書類を添えて契約監理課まで提出してください。